

# 夢・つかみ取れ!

佐藤ゆうこ事務所  
TEL 052-931-2255

東区芳野 1-7-10  
FAX 052-931-7689

東区の皆さまには日頃より大変お世話になり、誠にありがとうございます。  
初めて、私を知ってくださる方もあると思いますので、少し自己紹介をさせていただきます。昭和38年に千種区で生まれ、中学校ではバトン部、高校では剣道部に所属し、短大卒業後は幼稚園教諭として3年勤めました。結婚して4人の子ども(二男二女)の母となり、現在は、8人の孫(四男四女)のおばあちゃんです。東白壁学区に住んで36年ですが、ごみの収集方法や基幹バスレーンに係る危険な交差点の課題など、ごく普通の疑問を行政に投げかけようと思い、44歳でこの世界に挑戦しました。こんな私ですが、今後とも宜しくお願い致します。



名古屋市議員  
佐藤ゆうこ

●皆さまの疑問にも全力で取り組みます!! いつでもご連絡ください!!

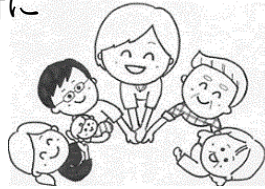
## < 弁護士による無料法律相談のお知らせ >

相続や生活におけるお困りごとのご相談を受け付けます。ご相談内容は直接、弁護士にお伝えください(秘密厳守)。

◆ 先ずは、佐藤ゆうこ事務所にご連絡をお願い致します。

【佐藤ゆうこ事務所】

電話 052-931-2255  
FAX 052-931-7689



令和4年度までに、学校によっては空調や校内放送設備、給食用白衣や食器、パソコン、タブレット充電器、照明器具の改修工事の費用などがPTA会費から寄附されてきました。教育委員会は「PTAからの寄附は全て自発的」との見解。しかし、昨年、教育委員会がPTA役員に対し「寄附はご好意による自発的なものですのでPTAの皆様で話し合ってお判断ください。」と書面で伝えたところ、令和5年度10月までには、寄附を受けた学校数がこれまでの約11%~14%に激減しました。

## ▼本会議質問(令和6年3月6日)が、マスコミに取り上げられました。

【佐藤ゆうこの質問】

- 学校が税金で購入できるものを、わざわざPTAが全て自発的に寄附していた、とするのは無理があると思う。教育長の認識は?
- 来年度からの運用に向けて、学校や保護者に公費と私費の負担区分を明確にした上で、例示や注意点を示せるようなガイドラインを作成する必要がある。教育長の考えは?



【教育長の答弁】

- 寄附については、PTAと学校が対話し、物品等を選定したうえで、それぞれのPTAの規約等に基づき、適切な意思決定が行われていると認識。
- 寄附のルールについては、学校に示している具体的な公費での執行事例といった基準について、市公式ウェブサイトやPTAの冊子に掲載していくなど、PTA役員を始めとする会員の皆様にお示するとともに、全小中学校のPTA役員が参加する合同情報交換会等の機会を捉え、教育委員会から直接ご説明していく。



教育委員会

税金を充てられる基準について市のホームページなどで公表する考え示す